

介護老人福祉施設 壬生老人ホーム 入所者選考規程

(趣旨・目的)

第一条 この入所選考規程は「京都市介護老人福祉施設入所指針（以下「指針」という。）」に基づき策定したものであり、入所決定等に関わる業務は「指針」及び当該「入所選考規程」に基づき、透明・公平にして適正かつ円滑に行うものとする。趣旨及び目的、その他ここに定めのないものに関しては「指針」に準拠するものとする。

(入所検討委員会の設置)

第二条

入所選考等に関する業務について、前条の趣旨に必要な調査及び審議するため、入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2. 委員会は、施設長、医師、介護支援専門員、生活相談員、看護師、介護職員（主任又は副主任）、管理栄養士、第三者委員（苦情対応に関する第三者委員）で構成し、施設長を除く委員は、施設長が任命する。
3. 委員会は月1回定期的を開催するものとし、必要が生じた場合には施設長が召集し臨時に開催することができる。但し、入所申請状況や欠員に大きな変動がない時には、定期開催を1月のみ中止することができる。
4. 委員会は、構成する委員の過半数の出席のもとに成立し、これに基づく審議を行い、決定はその合議によるものとする。ただし、医師・第三者委員については出欠に関わらず決定事項について書面による承認を得るものとする。

(入所対象者)

第三条 入所対象者は、要介護3～5と認定された方、要介護1又は2と認定された方で、特定入所の要件に該当する方。

2. 特定入所の要件として、以下の事情に考慮する。
 - ①認知症であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - ②知的障害・精神障害に伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
 - ③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
 - ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

(入所申込の受付)

第四条 施設への入所申込みは、「指針」の様式である「入所申込書（様式1-1）」、「優先入所に関する評価票（様式2）」及び「入所選考に関わる調査票（様式3）」、特例入所対象者に於いては「特定入所を必要とする理由書（様式1-2）」を用いて行う。

2. 原則として担当の介護支援専門員を通じて随時受け付ける。ただし、担当の介護支援専門員がいないなどの場合は、生活相談員が対象者の状況を把握して様式2及び様式3の作成を支援する。
3. 「入所申込書」等の情報を、入所申請受付簿ソフトへ入力し、「受付簿」をPC上で管理する。
4. 申請書を受理した時点で、「入所申請受理のお知らせ」を、原則 申込みをした担当ケアマネジャー等 に対して発送する。

(要介護1又は2の方からの入所申し込み)

第五条

要介護1又は2の方からの入所申し込みがあった場合には、原則、以下の取扱いにより京都市との情報共有をはかることとする。特定入所要件に該当すると確認出来た入所申込を受理した場合、「入所申込書（様式1-1）」及び「特定入所を必要とする理由書（様式1-2）」の写しを京都市に提出する。また、入所が決まった場合にも、京都市へその旨を報告する。

2. 京都市以外の被保険者からの特定入所申込について、各保険者が定める方法により、情報の共有を行う。

（優先入所該当者名簿の作成）

第六条

受付時点において、「優先入所に関する評価票」の「基本評価」や「特記事項（意見）」により総合評価を行い、入所の必要性の高い方を総合評価Aとし、当該申込者を優先入所該当者として「優先入所該当者名簿」（様式A）を作成する。

2. 総合評価A以外に該当する申込者で心身や住環境等の状況変化等により変更届けがあった場合や、入所の必要性の高い新規申込者があった場合は、随時変更又は追加修正を行う。
3. 「優先入所該当者名簿」は男女別に区分して管理する。

（申込みの変更及び取り消し）

第七条

入所申込後に心身状況の変化が生じた場合や、申込みを取り消す場合（辞退・死亡等）は、申込者及び担当の介護支援専門員からの「入所申込変更（取り下げ）届（様式4）」の提出等により、その旨の確認を行う。辞退等を理由として申込みを取り消した者が、再び入所を希望する場合は、初回申込み同様の対応を行う。

（入所者の決定）

第八条

欠員が生じた場合に優先度の高い申込者が速やかに入所できるように、委員会において後述の優先選考指標などを用いて審議し、「優先入所該当者」の中から直近の欠員発生時に入所する「入所予定者」を男女別に2～3名程度選考する。

2. 当施設の優先選考指標は、以下の①から⑩までの項目を指す。
 - ① <地域性> 家族との交流の維持や在宅復帰の可能性を追求するための必要な程度に本人又は家族が近くに居住している。
 - ② <障害老人自立度> 障害老人生活自立度がB以上である。
 - ③ <認知症の程度、行動障害> 認知症等における顕著な行動障害が複数ある。
 - ④ <在宅サービスの利用状況> 在宅サービスを最大限利用しても、在宅生活継続に支障がある。又は、世帯の収入や居住環境等によって在宅サービスの導入が図れない状況にある。
 - ⑤ <待機期間> 居宅や他の介護老人保健施設等に入所しながら待機期間が1年以上にわたる。又は、医療機関に入院中であり、退院指導されながら待機期間が1年以上にわたる。
 - ⑥ <本人意思> 本人が当施設への入所意思が強く、具体的理由が存在する。
 - ⑦ <介護力の状況> 介護者の療養、死亡、転居等による介護力の喪失、又は、65歳以上等で病弱なため介護力が低位である。
 - ⑧ <経済状況> 十分な介護サービスを受けられない等の経済的な問題を抱えている。
 - ⑨ <専門的ケアの必要性> 施設で提供する医療ケア・専門的介護が必要である。

ただし、当施設の医療管理で生活可能と判断される場合に限る。

- ⑩ <特別な事由> 上記以外の特別な事由がある。例えば、養護者からの虐待リスクが極めて高く、施設入所の緊急性が高いなど
- 3. 当施設の生活相談員は、入所申請書類等の情報から、「優先選考指標票」（様式B）を優先入所該当者ごとに作成する。また、該当項目の多寡と重要性や緊急性を勘案して、委員会での「入所予定者」選考対象とする。
- 4. 「入所予定者」に決定した申込者については、担当の介護支援専門員等の協力を得て担当者による入所面接を実施して現在の状況や入所意思の再確認、健康状態の把握のために診断書の提出を求める。この結果、入院治療が必要であるといった、施設での対応が困難な場合や、状況が改善されて優先度が著しく低くなっている場合は「入所予定者」の該当を取り消すことができる。
- 5. 施設は面接後、「入所予定者」に対し選考結果の通知を行い、入所への円滑な準備を行う。

（緊急入所の取扱い）

第九条

施設は、次にあげる場合においては、委員会の審議によらず、施設長の判断により入所を決定することが出来る。その場合において、各委員に事前協議を行うと共に直近の委員会で報告するものとする。

- ①災害や事件・事故等の事情により、入所希望者の生命・身体的安全確保の観点から緊急に施設入所が必要である場合。
- ②老人福祉法第11条に定める措置委託による場合。
- ③3箇月を超える長期入院となった者等から、再度入所申込があり、かつ再入所以外に生活を維持する方法がないと判断される場合。

（書類管理）

第十条

委員会は、入所決定に至る経過を入所検討委員会摘録にて記録し、5年間保管する。

（適正運用）

第十一条

入所申込者及び申込代理人から、優先入所該当者及び入所予定者の選考に係る内容について説明を求められた場合、十分な説明を行うものとする。

- 2. 前項に係る説明及び資料の開示を行う場合、プライバシー等個人情報の取扱いに細心の注意を払い、その保護に当たるものとする。

（附則）

第十二条

この規程の適用は、平成15年 7月 1日からとする。

但し、第八条以下に係わる運用は、平成15年10月 1日からとする。

改定履歴

- 平成21年 1 月 一部改正
- 平成25年 1 月 一部改正
- 平成25年10月 一部改正
- 平成27年 4 月 一部改正